

第3回大阪府公衆浴場入浴料金審議会議事録

と き 平成26年3月27日（水）14時半～

ところ プリムローズ大阪2階 羽衣の間

事務局 : 本日は、年度末の大変お忙しい中、大阪府公衆浴場入浴料金審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、環境衛生課の坂部でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の会議の審議に入っていただきます迄の間、進行役を務めさせていただきます。

まず、はじめに審議会開催にあたり環境衛生課長の桐山よりごあいさつを申し上げます。

桐山課長 : 環境衛生課長をしております桐山でございます。

本日は委員の皆様におかれましては、年度末の誠にお忙しいところ、

ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

ご案内の通り、昨年12月に、公衆浴場の入浴料金の改定につきまして本審議会の方に諮問を行いました。

以降、委員の皆様方には、現在公衆浴場が置かれている経営環境や経営状況について詳細な調査を実施していただきまして、その結果を基に前回第2回の審議会におきまして、料金改定の方向性について、お示しをいただいたところでございます。

本日は、前回の審議結果を踏まえまして、すなわち、料金の改定、大人料金440円という方向性を踏まえまして、答申に盛り込むべき内容について、ご審議いただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

事務局 : 早速ですが、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料をご覧ください。

次第、委員名簿、配席図、前回第2回の審議会の議事録、答申案、別表「公衆浴場入浴料金改定の検討」、以上が本日の資料でございます。

過不足等ございませんでしょうか。

それでは、只今から「平成25年度第3回大阪府公衆浴場入浴料金審議会」を開会いたします。

本日の委員の出席についてご報告をいたします。

委員総数14名のところ、椎葉委員、浅利委員、田中委員がご都合によりご欠席でございます。出席委員は11名であり、委員総数の2分の1以上がご出席でございますので、審議会規則第5条第3項により本審議会は有効に

成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本審議会は公開のうで開催しておりますことを併せてご報告いたします。

はじめに、前回の審議会の議事録について修正等が必要なところがございますでしょうか。予めご送付させていただいて内容をご確認いただいておりますが、ご意見等ございませんでしょうか。

ご意見、修正箇所等のご指摘が無いようですので、議事録については確定をさせていただきたいと存じます。そして、ホームページ上での公開とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これからの進行につきましては、小田会長にお願いしたいと思ひます。小田会長よろしくお願ひ申し上げます。

小田会長 : それでは今から本日の議事に入りたいと思ひます。

前回3月5日の本審議会におきまして、入浴料金について、大人440円、中人150円、小人は据置で60円ということでご意見をまとめていただきました。本日は知事に答申する答申案を作成するためにお集まりいただきました。答申案について、ご審議をお願いしたいと思ひます。

最初に、事務局で作成していただきました答申案について、読み上げていただきますでしょうか。

事務局 : それでは、お配りしております答申案をご覧ください。

公衆浴場入浴料金改定の要否等について、答申でございます。

平成25年12月25日付け環衛第1888号をもって諮問のあった、現行の公衆浴場入浴料金改定の要否等について、別紙のとおり結論を得たので答申する。

今回実施した「公衆浴場基礎調査」及び「公衆浴場経営状況調査」によると、1日あたりの平均利用者数は前回入浴料金を改定した平成20年から約20%減少し、それに伴い、年間営業費用が入浴料金収入を上回るなど、公衆浴場経営は厳しい状況となっている。

また、最近の原油価格の上昇や円安の影響により、重油、ガス等の燃料費や電気料金が上昇傾向にあり、今後も営業費用の増嵩が予想される。加えて、本年4月からは消費税率が8%に上げられることもあり、現行料金のままでは、公衆浴場経営の維持はさらに厳しくなるものと考えられる。

一方、公衆浴場経営者は、子供料金を無料にした「親子ふれあいデイ」など、利用者の確保に向けた種々の取り組みを進めているが、利用者数の減少に歯止めがかかっていない。

これらの状況を踏まえ、本審議会としては、「公衆浴場経営状況調査」並びに経済指標の動向について慎重に審議した結果、入浴料金の改定は必要である

との意見の一致をみた。改定額については、経営内容を精査し原価計算を行ったところ、50円以上の改定が必要であったが、利用者負担をできる限り少なくするべきとの意見を考慮して、以下のとおりとした。

大人 440円（現行410円）、中人 150円（現行130円）

小人 60円（平成元年から据置）、算定の根拠は別表のとおりである。

なお、府内の公衆浴場は、利用者数の減少により廃業する施設数が増加しており、今後も楽観を許さない状況にあることから今回の料金改定にあたり、次の意見を付記する。

- 1 大阪府域の公衆浴場は今なお、生活衛生上欠くことのできない施設であり、また、地域住民のふれあいの場としての高齢者の生きがいくくりや親子のふれあい等にも貢献するなど地域に密着した施設であることに鑑み、行政関係者には公衆浴場を有効な社会資源として活用し、高齢社会に対応した福祉、健康づくりに貢献できるような施策の充実を望みたい。
- 2 公衆浴場経営者には、地域の健康づくりに寄与する施設として自家風呂所有者を含めた利用者の確保に努めるとともに、自家風呂にはない質の高いサービスの提供などの府民ニーズに対応するべく積極的なPR活動を含め、更なる経営努力に取り組まれることを望みたい。

以上でございます。

小田会長 : 事務局の方でまとめていただきました答申案でございましたが、これについて、皆様からご意見を伺いして、答申案の作成をお願いしたいと思います。どなたからでも結構ですが、まず消費者代表の方からご意見お伺いしましょうか。

田川委員 : 消費者団体連絡会の常任をしております田川と申します。前回の会議の後、みんなで相談をしまして、審議会の意見としても付帯決議を作ろうとなっていましたので、審議会の付帯意見としての文章を作成してまいりましたので、一度文章を見て頂いて、ご討論頂けたらと思いますが、よろしいでしょうか。

小田会長 : そうですか。では配ってください。

田川委員 : 1番・2番と関連することなんですけど、まず私たちは業者の方に関しては、日本の伝統的な風俗、変な意味の風俗ではなくて、子供も大人もお年寄りもみんなゆっくりにお風呂に入ろうというのが、江戸時代から続いている日本の風俗かなと思っています。ですので、もっと利用されやすく利用者の声にも的確に耳を傾けてもらえればいいなと思っています。特に前回も意見を言わせてもらいましたが、中学生の義務教育までの間で、どうしても小学生から中学生になると、大人の440円になって、親に500円を要求しなければならない。そういう中学生の気持ちを考えると、200円、いま中人150円そのままっていうこと、少し考えてもらえたらいいなと思っています。

特に中学校卒業までは、高校生になったら大人料金やでということで何とかいってもらえないかと思っています。

一方、非常に高齢化社会でご存知のように2025年には団塊の世代がみんな70歳以上になってくるという中で、痴呆性老人や徘徊老人がもっと現れると思います。そのうえに地震などが起きた時に地域の見守りとして、そこに居てたら誰かが見てくれるという、そういう意味からも、ぜひ今度の介護保険でもお風呂のサービスがあるということではありますが、社会資源としての公衆浴場をもう少し見直したらいいのかなと思っています。

行政に対しては、大阪府として公衆衛生的な立場、福祉的な立場、なかなか大変だとは思いますが、もっと支援をしていただく、特に次の固定資産税も減免してほしいのですが、減価償却費が実際の生活費にかかっているというご意見もあって、減価償却費をちゃんと貯金してなかったら、新しく改築するときにやっぱりやめようかという話になりかねないので、そういう意味からも固定資産税や水道料金の減免を引き続きお願いしたい。光熱水費とかは4月1日から上がりますが、なんとしても安くしていただく、そして物価統制令の唯一の指定価格であるというお風呂屋さんの料金を引き続き安く安全にさせていただきたいなということを具申したいと思っています。

小田会長 : 今の話は行政に対しての要望ですかね。

行政と浴場組合ですか。業者に対してはなにかおっしゃいましたかね。

田川委員 : 業者は中学生の料金の問題についてです。

小田会長 : 今中学生は大人ですよ。その区切りを少し考えて欲しいという要望ですね。これはどうでしょうかねえ。業者の方。

浦田委員 : 一応ね、130円からいきなり中学生410円を今までもらっていたので、あまりにも差が大きいということもありましたので、前回についても子供に対する負担を軽くしてもらいたいという話もあって、それ以前から中学生料金については組合でも検討しているところ。今回は反映できないかもしれませんが、そういう取り組みを組合のほうでも理事会等で検討していく段階に来ております。

今のところ中学生料金についてはそのように考えています。

小田会長 : 将来に向けての検討課題として考えていただくということでよろしいですか。ほかのご意見等ございますか。

行政に対する要望ですが、固定資産税や水道料金について、これはどうでしょうか。税制に関係していますので、要望としてはすぐ対応できるかどうかちょっとわかりませんが。

事務局で作っていただいた案の中にも今おっしゃったことについては少し入っているかと思うのですが。

行政の方、今の案についてご意見がございましたらどうぞ。

- 辻委員 : 行政の方からも全国一律ではないと思いますが、大体どこの自治体でも公衆浴場の固定資産税の減免ですとか設備補助等、同じではないが、色々されていると思います。私は大阪市の話ですが、固定資産税の減免を当初廃止ということだったが、最終的には3分の2減免から2分の1減免となっていて、いろいろ各自治体色々検討されていると思いますので、今回のこの案にございますような文言で、あとは行政のほうで議論していただくということでもいいのかなと思います。
- 小田会長 : どうぞご自由に活発なご意見を出していただいて、本日は案ではなくて答申としてやりたいと思いますので、よろしくをお願いします。
- 桐山課長 : 事務局から補足をさせていただくと、前回の審議会の時に資料としてもお話しをしたのですが、上水道の低料金にするという減免的な措置についてですが、府内では36市町ありまして、これは対象となる公衆浴場がなくなった市町村は条例から廃止しているのですが、公衆浴場が存在しているところはほとんどの場合、水道料金の安い方の料金を適用という措置をほとんどの自治体がとっています。また先ほど出ていた固定資産税の減免等につきましても現在府内28市町で減免措置が実施されているということです。その他でもそれぞれの市町村の特徴に応じて、高齢者対象の事業や親子ふれあい事業など行政の支援を都道府県ではなくて市町村が中心となって実施しているというのが実態でございます。
- 小田会長 : 要望書を拝見しましたが、事務局で作っていただいた案では意見は書いていただいているとは思いますが、やはりまだ修正が必要でしょうか。
- 田川委員 : 私たちの意見としてはこういう思いがありますということがみなさんにわかっていただければありがたいということですので、あえてこの文章で付帯決議を変えてくださいということまでは考えておりません。
- 小田会長 : そうですか。今おっしゃっていただいたことでここにおられるみなさんにはご趣旨は了解していただいていると思いますので。
- 細見委員 : 私もこの答申案でいいと思いますが、田川委員がおっしゃった点で、共感したのは中学生料金で、前回の審議会でもそういう話がありましたということでしたが、もしできれば、中学生料金というのが設定できれば非常にいいなと思います。それはなぜかというと、小学校を卒業したら440円になるんですよね。中人は150円で。中学生になった途端に440円になるというのは、中学生いろいろ見ても、まだ小学生だなと思うような子から高校生だなと思うような子もいて、そこら辺の段階の差も大きいし、中学生自身の立場からしてみたら、中学生になったということで子供料金ではなくて、本人も子供料金では行きたくないと思うんです。しかしお風呂としては440

円というのは痛いなという微妙なところだと思うんです。結果お風呂行くのやめようとか一緒に行かなくなるということになりかねないので、中学生自身の心理状態を考えたときに、中学生料金という設定は非常に良いんじゃないかなと思います。そのような中、中学生料金の考え方について前回一時議論があったということですので、今回はもう駄目なんですけど、そういう問題提起があったということでしたら、本審議会でもその妥当性などを今後考えていただくということをここで確認しておいたほうがいいんじゃないかなと思います。

小田会長 : 新しい良い提案だと思いますので、特に業者の方にその点の考えを議論していただけないでしょうか。今回は無理でも次回の進行のためにも。

浦田委員 : 以前にもお話しさせてもらったとは思いますが、今お話いただいた中学生の料金については仕方ないだろうとなっておりました。だからそういう提案は言っていた方がやり易いですね。それをもって理事会で検討するという、その方が早くできるかなと。それはやろうとしているんです。小学生がいきなり440円よりも、3年間ということもありますし。統制額以内であれば、上は駄目だが下であれば、一部それを実施している所もあります。つい先月も検討を始めたところです。今後理事会、総務委員会等で話をして決めたいというのが私の思いです。

小田会長 : 料金体系としては、3つしかないですよ。大人・中人・小人とね。年齢の変更というのはダメなんじゃないですか。事務局の方で年齢の変更ということでそれはどうですかね。

桐山課長 : じつは大人・中人・小人という枠組みは国の省令で決められているので、この枠組みは勝手に変えることはできません。先ほど浦田理事長がおっしゃったように、今回ですと440円ということになれば、それは最高額ですので、それ以下の料金は組合や公衆浴場法のもとに独自に定められるのはなんら法的に問題はありませんので、ただ統制料金としてこのように決めましたということは当審議会でもできないのですが、中学生料金を設定をして採用されて、公衆浴場の振興を図られるというのはどんどんやっていただきたいと思えます。したがって、組合のほうでも検討を始められたということですし、その中学生料金システムでやっておられる一部の公衆浴場の経営者の方もおられると思えますので、それをどんどん広げていくようなことを組合として考えていただいたらよいのかなと思います。

小田会長 : そうすると各浴場で独自に設定をしたらいいということですかね。

桐山課長 : そうですね。中人を超えますと大人になるわけで、大人の最高額が今回でしたら440円でして、それ以下の料金を特別に定めても違反するというわけではない。サービスの一環として中間的な料金を定めるというのは可能とい

うことです。

- 小田会長 : それは各浴場ごとに可能ということなんですね。
これは各浴場ごとにお客様を増やしていく取り組みの一つとしてやっていただくということでよろしいでしょうかね。
- 浦田委員 : 組合としては周知はします。しないするは店によってなので、強制はできないが、話がまとまれば、ポスター等を作ることなどは可能かなと思います。
- 小田会長 : ぜひPRしていただいて徹底したうえで続けていただくようお願いします。
ほかに事務局で作っていただいた案について意見があればどうぞ。田川委員今のこれでよいでしょうか。
- 田川委員 : 1番のところに、「親子のふれあい等にも貢献するなど」という文言を書いているところに、私の意見として出させていただいた「特に中人と学生の利用、中学生に対する特段の配慮をお願いします。」というのを入れていただきたいなと思いました。業者の方も中人の問題はあるんだなというのはご意見ございましたし、私たちも中学生の子供たちや何人かの学校の先生方にも聞くと、中学生は部活が始まりますね。高校生は合宿とかであるんですが、近くにお風呂屋さんがあれば、お風呂入ってから帰りやとか言えると。すると放課後なども今までなら近くにお風呂屋さんあったから、夏野球の試合終わったらお風呂屋さんへみんなを連れていこうということができたというそういう伝統が欲しいなという意見とか、子供の貧困の問題では、みんなでお風呂に入らせてあげるといのは大事かなと思いますので、グレないそういう時代に見守りたいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。
- 桐山課長 : 今の田川委員がおっしゃっている部分は十分理解できますし、付記の部分に加えるのはいいと思うのですが、案の1番は行政関係者にはこういう風に望みたいという1番は行政に対する要望なんですね。中学生料金としては、公衆浴場の経営者には中学生料金というようになるので、2番のほうに入れるということになるのかなと思いますので、少し工夫が必要かなと思います。
- 小田会長 : そうですね、これ入れるところは2番ですね。ではほかにこれについて意見がなければそだけ詰めて早急に最終の案を作りましょうか。ほかにこの案についてご意見がないようでしたら、田川委員のご提案を2番のほうに入れるように作業したいと思いますので、しばらくお待ちいただけますか。

～ 作業のため、中断 再開 ～

- 事務局 : 付記の2番についてですが、文言を追加したものを読み上げます。
公衆浴場経営者には地域の健康づくりに寄与する施設として、自家風呂所有者を含めた利用者の確保に努めるとともに、中学生の利用に配慮した料金設

定や自家風呂にはない質の高いサービスの提供などの府民ニーズに対応するべく、積極的なPR活動を含め、さらなる経営努力に取り組まれることを望みたい。

小田会長 : よろしいでしょうか。確認しますと、2行目のともに、のあとに「中学生の利用に配慮した料金設定や」という部分を入れると、あとは自家風呂にはないということでしょうか。

高尾委員 : 業者の方はそれでよろしいですか。特に問題ないですか。

小田会長 : これ料金が3つしかないので、各浴場ごとにそれをはっきり書いて個別に対応していただくということでしょうか。

高尾委員 : もう少しぼんやりとかもう少し余裕のある表現の方がいいというようなご意見がないのかなと思ひまして。

浦田委員 : 決定ではなくて、まだこれは私の意見だけで決めていくわけでもないので、理事会等で当然話をしていく段階ですので、そういう方法を話し合っていきたいなと思っております。

小田会長 : ではそういう努力をお願いして、以上で知事への答申案を終わらせていただきたいと思ひます。他になにか皆さんからお聞きしたいこと等ありましたらどうぞ。

細見委員 : この審議会で色々事業者の方が努力しておられるということで、ゆず風呂など新たな試みをされているというのがすごく勉強になりました。中学生料金の設定ということも業者の方が組合員としてPRされるというのも良いことで、府民のお風呂に対する認識も変えるものと思ひます。それと同時に行政の方にも事業者だけに任せるのではなくて、例えば大阪府の料金設定について新しくこういうことをやりますというのを行政側からもPRするなどして事業者をサポートしていただくということをした方がいいと思ひます。せっかくの提案なので、最大限PRしていくということで、ぜひ行政の方にも頑張っていたきたいなと思ひます。

桐山課長 : ありがとうございます。そのように努めたいと思ひます。

冬至の日のゆず風呂なども大阪府庁の府政記者クラブに明日ゆず風呂のイベントをやりますよというようなことを報道提供もしてきました。もし、組合のほうで、中学生料金のようなものが理事会で正式に決まった折には、積極的に報道機関にも報道していただくような方策も考えてPRしていきたいと思ひます。

小田会長 : その点よろしくお願ひします。せっかくなので、その他ご意見があればお願ひしたいと思ひますが。

～ 作業のため、中断 再開 ～

- 高尾委員 : 上から3行目あたりのところで、公衆浴場経営者は、子供料金を無料にした「親子ふれあいデイ」など、利用者の確保に向けた種々の取り組みを進めているが、利用者数の減少に歯止めがかかっていない。こう書いてあります。中学生の料金に配慮、これはいいんですけど、子供料金を無料にした親子ふれあいデイというところと利用者の減少に歯止めがかかっていないというところが矛盾しないかなということなのですが、中人・小人に配慮しないと
- 桐山課長 : 親子ふれあいデイというのは組合の方で色々取り組みとして実際されているのですが、これは費用を決めてやっておられて、今回の今日議論していた、中人から中学生になったらすぐに大人になるというのは、毎日の日常のことですので、イベントとしてやるというのは公衆浴場組合は公衆浴場のPRを一生懸命されているのですが、自家風呂の普及率などでだんだん利用者が減って行って廃業などが相次いでいるという意味合いで前半の部分は掲げているということなのですが。
- 細見委員 : この子供料金は小人・中人ともにですか。
- 高尾委員 : 中人・小人料金を無料としたとは書かないんですね。
- 田川委員 : そういう意見はごもっともだと思うのですが、中学生になったら、大体友達と行くか一人で行くようになると思いますので、親子ふれあいというのは本当に幼稚園前後の子を連れて行くのかなと。小学校高学年ともなると大体一人で行ってくるわとなると思いますので、500円玉もらうか300円で行けるかっていう200円の差は家族にとっては大きな差かなと思いますので、中学生をなんとか救っていただきたいなど。
- それから最後に、消費税の問題です。本当に酷いことになるなと思っているのですが、お風呂控えというわけには行かないと思うんです。こちらにも書かせていただいたのですが、居住用の家賃が消費税は非課税になっているというのが借地借家人の方々がずいぶん頑張っていたいてそういう制度を作っておられるので、ぜひお風呂屋さんの方も行政さんで慎重にね、10%になったらもっと大変だろうと思いますので頑張ってください。
- 小田会長 : それではこの案を知事に答申させていただくということにさせていただきます。本日の議題は以上です。皆様ご協力ありがとうございました。
- 事務局 : ありがとうございます。この後の予定についてですが、本日小田会長には大阪府庁の健康医療部長室において高山健康医療部長へ答申書を手渡していただくということになります。本答申を受けまして、今回の料金の改定について、決定の手続きを直ちにとってまいります。決定されますと、告示を行いまして、通常ですと約2週間の府民への周知期間をおいて施行となります。早くとも4月の半ば以降と考えております。という形で今後進めてまいります。と思いますのでよろしく願いいたします。

最後となりましたが、環境衛生課長の桐山よりお礼を一言申し上げます。

桐山課長 : 小田会長をはじめ各委員の先生方には長時間にわたりご審議をいただきありがとうございました。この審議会を通じて行政にも数々のご意見をいただきました。一つ一つを真摯にとらえまして、公衆浴場の組合とともに公衆浴場の振興に努力してまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。本日は本当にありがとうございました。